平成２７年（フ）第９１５号
大阪府吹田市竹見台４丁目８番Ａ３―109号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６アクトステージ伊丹722号
債務者　満尾　和久
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８７号
大阪府茨木市南安威２丁目８番13―306号、前住所大阪府箕面市石丸３丁目１番12―301号
債務者　小原　悦子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６２号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台６丁目12番地の３、前住所大阪府豊能郡豊能町光風台２丁目19番地の11
債務者　脇園　　士
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０８５号
大阪市中央区玉造２丁目27番９号　シティーアーク上町台10Ｃ
債務者　平田　晴彦
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２２１号
大阪府豊中市蛍池中町３丁目８番17号、前住所岐阜市高森町６丁目14番地１
債務者　辻村亜紗子（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５８号
大阪市大正区小林東３丁目17番15号　ニッサンハイツ301号
債務者　松村　孝雄
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７３号
大阪府門真市常盤町20番８号
債務者　山田　琴江
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６２８号
大阪市生野区鶴橋１丁目１番33―613号、前住所東京都荒川区荒川１丁目32番14―204号セレナハイム荒川公園
債務者　作道　寿光
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４５号
大阪市淀川区三国本町１丁目15番31号ユニヴェール新大阪101号
債務者　堀尾　梨絵
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５３号
大阪府守口市八雲西町２丁目１番１号
債務者　細川　勝子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６６５号
大阪市鶴見区諸口４丁目５番５号中田ハイツ２―Ａ
債務者　桑原　正弘
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７５号
大阪市西成区長橋２丁目５番９号　第10古曽ハイツ102号
債務者　松﨑　睦司
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７７号
大阪府高槻市北柳川町10番５―201号
債務者　清長眞三雄
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８４号
大阪市西淀川区姫里２丁目９番29―205号
債務者　大野　美代（旧姓大河内）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８８号
大阪府東大阪市足代北２丁目４番18号　ＥＡＳＴコトブキ301号
債務者　藤嶋　一太
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８９号
大阪府門真市幸福町１番30号
債務者　山口　恵美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６９０号
大阪市鶴見区放出東１丁目27番38号　303号
債務者　**徳**原恵こと　金　　恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部